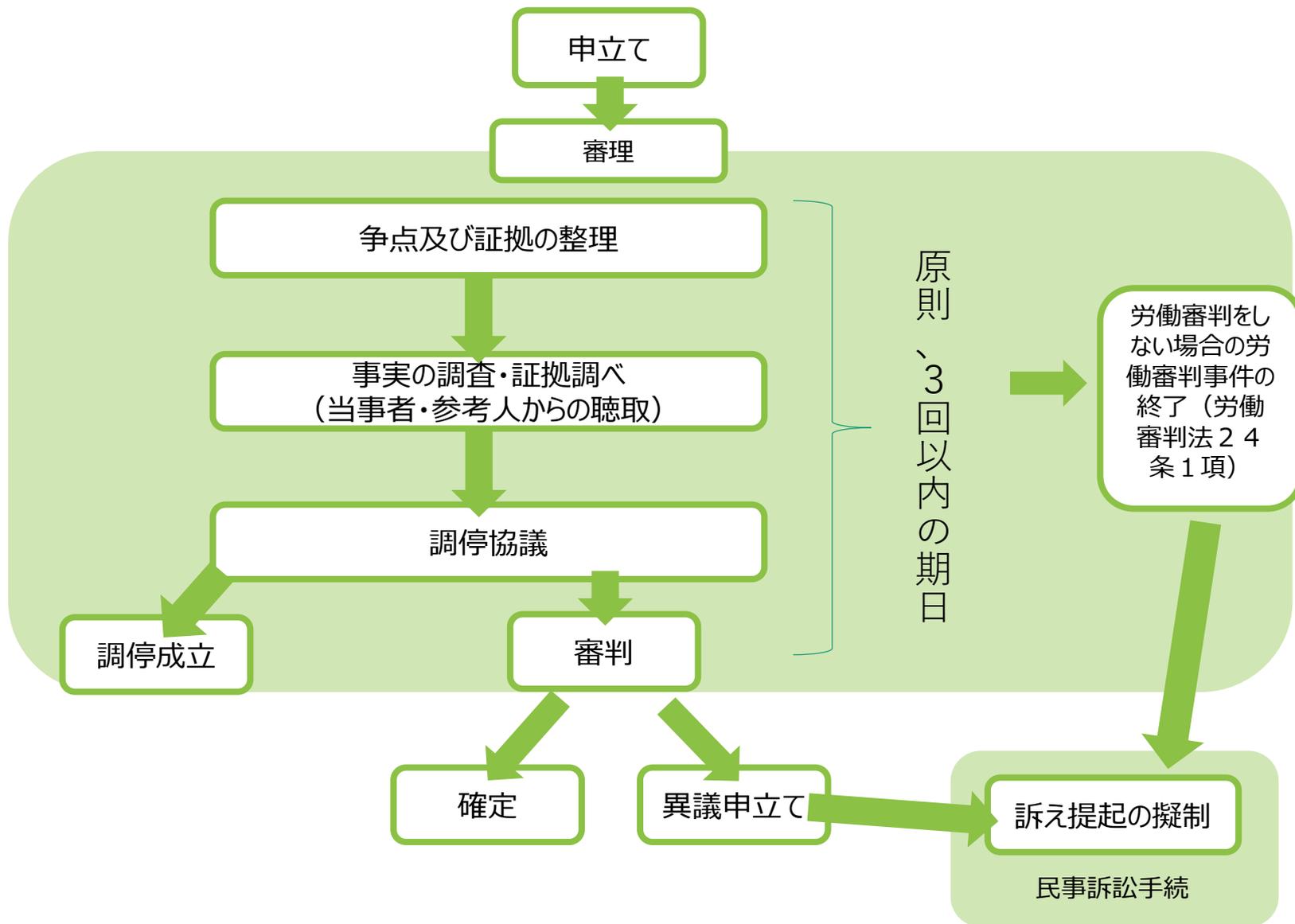


	民事訴訟	労働審判
手続の種類	訴訟事件 公開が原則で、終局的には判決がされる (憲法82条：裁判の公開の原則)	非訟事件（争訟的非訟事件） 非公開（ただし、許可により相当と認める者の傍聴可）で、終局的には審判がされる ※労働審判で権利関係の判定を行うことについては次頁。
審理の主体	裁判官（単独、合議制）	労働審判委員会（労働審判官1名、労働審判員2名の合議制）
対象	民事訴訟全般	個別労働関係民事紛争
迅速な手続等に関する定め	裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない (参考：裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）は、第一審の訴訟手続につき、2年以内のできるだけ短い期間内に終局させるとの目標を定める。)	特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日において、審理を終結しなければならない
取下げ	判決確定までは可能だが、一定の時期以降は相手方の同意を要する	審判の確定又は異議申立てによる訴え提起の擬制まで、相手方の同意を要せず、いつでも可能
判決・審判の内容	裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない	労働審判においては、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び手続の経過を踏まえて、当事者間の権利関係を確認し、金銭の支払や物の引渡し等を命じ、その他紛争解決のために相当と認める事項を定めることができる
判決・審判の効力	既判力、形成力、執行力	裁判上の和解と同一の効力 = 既判力、形成力、執行力 ※既判力を有するか否かには争いがある
異議等が出された場合の効果	上訴されても当然には失効せず、事件は上訴審へ移行する	異議申立てで失効し、事件は通常訴訟に移行する

権利関係を確定する作用そのものであれば、公開の法廷における訴訟手続によるのが原則であろうが（最大決昭和40・6・30民集19巻4号1114頁※など）、審判は、異議を申し立てれば失効するものであり、それ自体により権利義務関係を終局的に確定するものではないので、その中で権利関係について一定の判定を行うことは差し支えない。

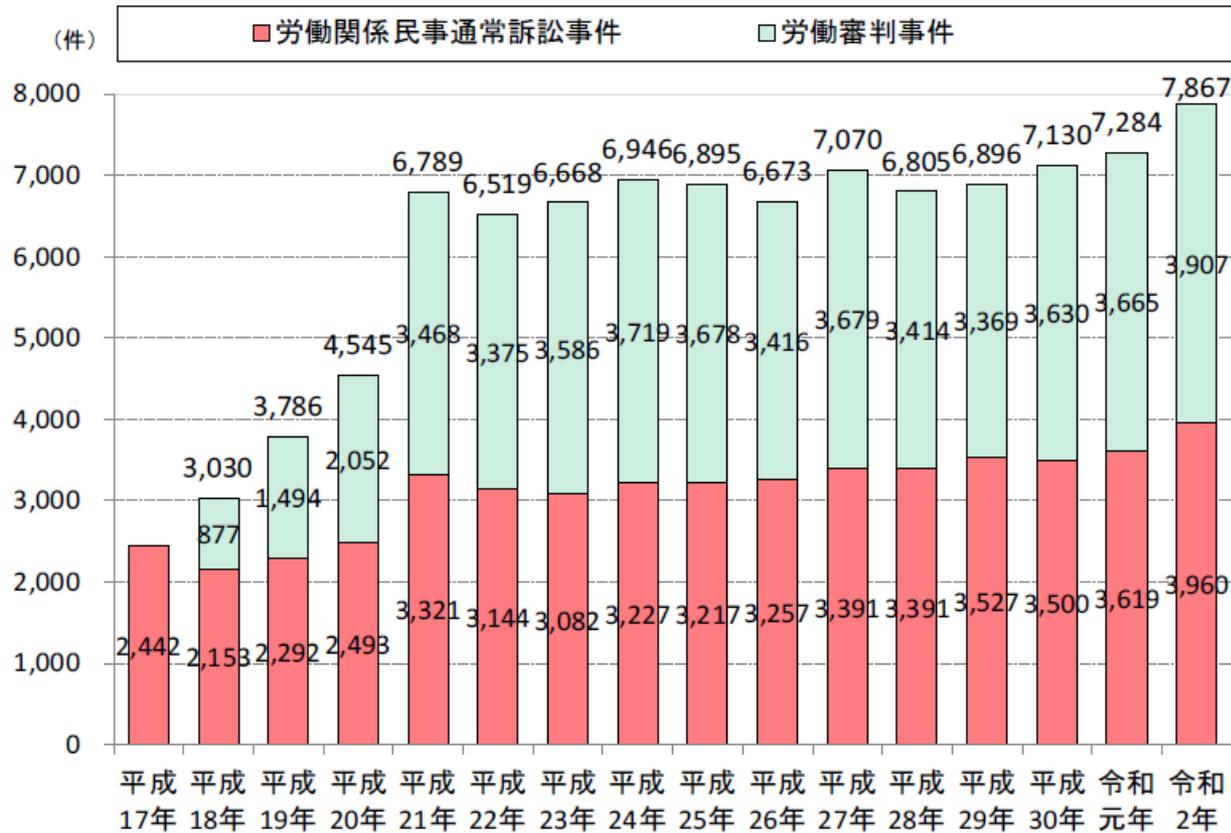
（菅野和夫・山川隆一・齊藤友嘉・定塚誠・男澤聡子「労働審判制度〔第2版〕－基本趣旨と法令解説」37頁より一部抜粋）

※性質上純然たる訴訟事件につき当事者の意思いかんに拘らず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定するような裁判は、公開の法廷における対審及び判決によるべき（最決昭和40年6月30日民集19巻4号1114頁参照）



手続別新受件数-全地裁-
(平成17年～令和2年)

全地裁



(注) 1 平成18年の労働審判事件の数値は、同年4月から12月までの数値である。
2 令和2年の数値は、速報値である。

表1 労働審判事件 事件類型別 新受件数 ー地方裁判所ー(平成28年～令和2年)

年次	新受件数	金銭を目的とするもの以外		金銭を目的とするもの				
		①地位確認	②その他	③賃金等	④退職金	⑤その他		
平成28年	3,414	1,564	1,516	48	1,850	1,393	96	361
29年	3,369	1,557	1,511	46	1,812	1,353	84	375
30年	3,630	1,563	1,504	59	2,067	1,592	86	389
令和元年	3,665	1,631	1,600	31	2,034	1,535	94	405
2年	3,907	1,915	1,853	62	1,992	1,501	66	425

- (注) 1 令和2年の数値は、速報値である。
 2 「事件の種類」①から⑤までの複数に該当する申立ては、①から⑤の順で最初に該当する「事件の種類」に計上している(例:①と③に該当する申立ては、①に分類)。

表2 労働審判事件 終局事由別 既済件数 ー地方裁判所ー(平成28年～令和2年)

年次	既済件数	労働審判		調停成立	労働審判法 24条終了	取下げ	却下・ 移送等	
		異議申立て あり	異議申立て なし					
平成28年	3,524	503	317	186	2,551	128	305	37
	100%	14.3%	63.0%	37.0%	72.4%	3.6%	8.7%	1.0%
29年	3,372	487	284	203	2,421	159	264	41
	100%	14.4%	58.3%	41.7%	71.8%	4.7%	7.8%	1.2%
30年	3,429	504	344	160	2,491	148	245	41
	100%	14.7%	68.3%	31.7%	72.6%	4.3%	7.1%	1.2%
令和元年	3,670	579	371	208	2,614	167	281	29
	100%	15.8%	64.1%	35.9%	71.2%	4.6%	7.7%	0.8%
2年	3,754	608	347	261	2,559	190	363	34
	100%	16.2%	57.1%	42.9%	68.2%	5.1%	9.7%	0.9%

- (注) 1 令和2年の数値は、速報値である。
 2 「異議申立てなし」には、集計時点で、異議申立てがあることが確認できないものを含む。
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

表3 労働審判事件 審理期間等—地方裁判所—(平成28年～令和2年)

年次	既済件数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年超	平均審理期間
平成28年	3,524 100%	96 2.7%	1,072 30.4%	1,271 36.1%	1,051 29.8%	32 0.9%	2 0.1%	2.6月
29年	3,372 100%	103 3.1%	1,057 31.3%	1,204 35.7%	981 29.1%	26 0.8%	1 0.0%	2.6月
30年	3,429 100%	84 2.4%	979 28.6%	1,234 36.0%	1,094 31.9%	37 1.1%	1 0.0%	2.7月
令和元年	3,670 100%	78 2.1%	930 25.3%	1,263 34.4%	1,316 35.9%	81 2.2%	2 0.1%	2.9月
2年	3,754 100%	82 2.2%	651 17.3%	952 25.4%	1,671 44.5%	396 10.5%	2 0.1%	3.6月

- (注) 1 令和2年の数値は、速報値である。
 2 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

表4 労働審判事件 審判期日実施回数—地方裁判所—(平成28年～令和2年)

年次	既済件数	実施せず	1回	2回	3回	4回以上
平成28年	3,524 100%	223 6.3%	1,115 31.6%	1,350 38.3%	792 22.5%	44 1.2%
29年	3,372 100%	196 5.8%	1,166 34.6%	1,251 37.1%	720 21.4%	39 1.2%
30年	3,429 100%	211 6.2%	1,135 33.1%	1,278 37.3%	754 22.0%	51 1.5%
令和元年	3,670 100%	212 5.8%	1,153 31.4%	1,454 39.6%	793 21.6%	58 1.6%
2年	3,754 100%	264 7.0%	1,290 34.4%	1,395 37.2%	749 20.0%	56 1.5%

- (注) 1 令和2年の数値は、速報値である。
 2 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

表5 労働審判事件 弁護士代理人の選任状況—地方裁判所—(令和2年)

終局事由	申立人 相手方 双方あり	申立人 のみあり	相手方 のみあり	申立人 相手方 双方なし	全体
労働審判	462 15.3%	65 17.2%	62 24.5%	19 20.0%	608 16.2%
調停成立	2,240 74.0%	125 33.1%	163 64.4%	31 32.6%	2,559 68.2%
24条終了	149 4.9%	30 7.9%	7 2.8%	4 4.2%	190 5.1%
取下げ	170 5.6%	146 38.6%	18 7.1%	29 30.5%	363 9.7%
却下・ 移送等	7 0.2%	12 3.2%	3 1.2%	12 12.6%	34 0.9%
合計	3,028 100%	378 100%	253 100%	95 100%	3,754 100%

- (注) 1 令和2年の数値は、速報値である。
 2 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。